

南の風

Shaplaneer
since 1972

vol.291
2021.March

特集 子どもと若者を虐待や搾取から守るために
「子ども・若者の
セーフガーディング方針」
ができました

INDEX

特集

子どもと若者を虐待や搾取から守るために 「子ども・若者のセーフ ガーディング方針」 ができました

- 4 セーフガーディング策定に関する
シャプラニールの取り組み
- 7 援助セクター全体で進む
セーフガーディングの取り組み
～支援活動が子どもや若者を傷つけないために～
- 9 開発協力・人道支援の現場における
性的搾取・暴力・ハラスメントの防止の取り組み
- 11 **理事・評議員からのメッセージ**
シャプラニール評議員/
公益社団法人ガールスカウト日本連盟 事務局 事業統括部長
片岡 麻里さん
- 14 **PROJECT・NEWS**
眠れぬ夜は過去のもの (ネパール)
センターの再開を待ち望んで (バングラデシュ)
- 16 **この人に聞きたい**
ジャーナリスト/キャスター/NPO法人8bitNews代表 堀 潤さん
- 19 **シャテシャテ!**
川和保育園父母の会・ボランティア委員
- 20 **シャプラバ**
会員、元シャプラニール職員 中村 怜奈さん
- 21 **クラフトリンク**
#Who_is_She? コーヒー生産者のいま
- 22 サイクロン「アンファン」緊急救援事業報告
- 24 **PHOTO**きちゅね/ハンチカ/今月の切手
- 25 **シャプラ文化部**
冬の風物詩 ビタ・ウットショブ
- 26 ボランティアThanks Dayを開催しました
- 27 **お知らせ**



バングラデシュ、ディナジプール県にて。子を思う
親の気持ちは世界共通なのだろう。
(撮影:原圃心)



「誰も取り残さない。」

社会のさまざまな制度や仕組みから取り残され、
すべての人が持つ豊かな可能性が
奪われてしまうことがあります。

私たちは人に寄り添い自らも当事者になることで
社会課題の解決を進めています。

貧困のない社会の実現をめざして。

南の風 通巻291号 (季刊)
2021年3月1日発行

発行元 特定非営利活動法人
シャプラニール=市民による海外協力の会
発行人 坂口和隆
編集長 小松豊明
編集 京井杏奈 原圃心 宮原麻季
デザイン 柴田篤元 (matricaria.)
印刷 株式会社上毛印刷

東京事務所 (火曜から土曜 10:00~18:00、日曜、月曜、祝日定休)
〒169-8611 東京都新宿区西早稲田2-3-1 早稲田奉仕園内
TEL 03-3202-7863 FAX 03-3202-4593
E-mail info@shaplaneer.org
Web <https://www.shaplaneer.org/>



特集 子どもと若者を虐待や搾取から守るために

「子ども・若者の セーフガーディング方針」 ができました

私たちは、2000年代に入りストリートチルドレンの支援活動を開始して以来、児童労働の削減、初等教育の推進など子どもたちの権利を守るための活動を進めてきました。国内でも、毎年ユース・チームを中心に宿泊型で国際協力を学ぶフォーラムを開催したり、中高生向けのスタディツアーを開催するなど、子どもたちを対象とした開発教育活動に力を入れています。

このような活動に参加したり、事業の対象となる子どもや若者たちを虐待や搾取から保護するためのガイドラインとして、「子ども・若者のセーフガーディング方針（以下、セーフガーディング方針）」を策定し、2020年11月に公開しました。また、子どもに限らず性的虐待や搾取、ハラスメントを防止するためのガイドラインの策定も進めようとしています。

セーフガーディング方針の内容とともに、こうした取り組みを行う背景、意義についてお伝えします。



セーフガーディング策定に関する シャプラニールの取り組み

2000年代の初めに、西アフリカ地域で、国連職員を含め国際協力にかかわるあらゆる層の関係者により、子どもに対する性的搾取や虐待が広く横行していることが顕在化しました。当時の国連事務総長はこの問題を受け「性的搾取と性的虐待からの保護を図る特別措置に関する国連事務総長公示」を発表し、開発の現場で活動を実施するNGOも子どもたちの性的搾取や虐待からの保護を目的とした指針を制定するなどの対応を進めてきました。

シャプラニールでも、2018年から子どものセーフガーディングに関する取り組みを開始し、この課題に先行して取り組んでいた他のNGOスタッフを講師として研修を行ったほか、ガイドライン策定のタスクフォース(注)を立ち上げ、作業を進めてきました。

そうした中、2020年6月、バングラデシュで行っている家事使用人として働く少女たちに関するキャンペーン活動で協働していたラジオ局の運営母体である現地NGO・YPSA(イプシャ)のスタッフ(既に解雇)による児童への性的虐待事件が発覚しました(2020年7月シャプラニールのウェブサイトで公表)。私たちが行っている事業とは関係のない事件ではありましたが、私たちが取り組んできた子どものセーフガーディングにかかわる取り組みを早急に進める必要があることを改めて感じ、作業を進めました(詳細についてはP.7で詳しく記載しています)。

そして2020年11月20日、世界こどもの日に合わせて、ウェブサイトで「子ども・若者のセーフガーディング方針」を公開しました。

この中で、子どもと若者を虐待や搾取から守るために順守すべき内容をまとめた行動規範を定めており、職員や役員、子どもにかかわる活動に携わる関係者などが署名をしています。今後、例えば会員のみなさんがスタディツアーに参加し、現地の児童労働削減プロジェクト等を視察する場合などにも署名いただくことになります。

(注) 通常の組織内の役割分担とは別に、必要に応じ期間の限定された業務を行うために職員や役員または外部専門家等をメンバーとして設置される組織単位。

シャプラニールのウェブサイトですべて「セーフガーディング方針」と検索してください



セーフガーディング方針



https://www.shaplaneer.org/news/information/201120_csgp/



シャプラニール=市民による海外協力の会 子どもと若者のセーフガーディングに関する 行動規範 誓約書

シャプラニールの 職員／インターン／役員／関係者 として、私は、公私にわたり以下の規範に則って行動することを約束します。

私は以下の行為をしません。

- 子どもや若者を叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする。
- 子どもや若者に体罰を加える。
- 子どもや活動にかかわる若者と性的関係を持つ。
- 子どもや若者が虐待にあいやすい状況をつくる。
- 子どもや若者に対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的、攻撃的な態度や行動をとったりする。
- 子どもや若者に恥をかかせたり、貶めたりするなど、子どもを心理的に傷つける。
- 子どもや活動の受益者である若者を（どのような形態であっても）性的な関係や活動に関わらせる。
- 特定の子どもや若者を差別したり、えこひいきなど他の人と異なる扱いをしたり、集団から排除したりする。
- 活動に係わる子どもと活動外で個人的に連絡をとったり、とろうとしたりする。



子どもや若者と接するときは、以下の通り行動します。

- 人種、皮膚の色、性（性指向・性自認を含む）、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由にかかわらず、一人ひとりの尊厳と、かけがえのない存在としての価値を尊重して行動します。
- 子どもや若者が自らの権利について理解し、年齢、成熟度、能力の発達に応じて、意思決定に参加したり、懸念がある場合に話し合ったりできるようにサポートします。
- 子どもや若者と活動する場合、可能な限り他者の目が届く場所で行動します。
- 子どもや若者が緊急的な傷害リスクや危険に見舞われている時を除いては、保護者の同伴なしに子どもや若者だけを自宅やホテルなどのプライベートな場所に招き入れることはしません。
- 活動に参加している子どもや若者と同じ部屋で寝ることはしません。ただし、例外的状況かつ事前に事務局長／事務所長／代表理事の許可を得ている場合を除きます。





コミュニケーションをとる際やメディア利用時は、以下に留意して行動します。

- コンピューター、携帯電話、カメラ等の活用やソーシャルメディアの利用を適切に行い、決して子どもや若者の権利を侵害しません。
- 子どもや若者が特定されるような写真を撮影する前に、写真や動画をどのように使用するのかを説明したうえで、本人および子どもを保護する立場にある者の同意を得ます。
- 写真や動画の利用に際しては、性的なことを連想させるような挑発的な姿勢ではないこと、なおかつ適切に衣服を身に着けていることを確認します。
- 画像や動画、テキストの利用に際して、本人の特定につながる情報が漏れることがないようにします。
- 過去の経験についてむやみに質問しません。調査などで必要なときは十分に注意し、本人が話したくないことを無理に話させないようにします。

搾取・虐待の防止のため、以下のことを守ります。

- 家事労働や、その他の労働に子どもを雇用しません。
- 各国の児童労働に関する法律を含む関連法を順守します。
- 子どもや若者の搾取や虐待、セーフガーディング指針に抵触する懸念や通報について、「役割とフロー」に示された手順に沿って速やかに対応します。
- シャプラニールの活動に関わる以前・以降のものを問わず、子どもの搾取と虐待に関わる全ての嫌疑や犯罪歴について、シャプラニールに開示します。

以上

日付：

氏名：



援助セクター全体で進む セーフガーディングの取り組み ～支援活動が子どもや若者を傷つけないために～

近年、国際支援に携わる組織での必要性が繰り返し指摘され、国際的な動きが加速している子どもと若者のセーフガーディング。その背景には、援助関係者による子どもへの虐待や搾取という、あってはならない事態が繰り返されている現状があります。チャイルドセーフガーディングをめぐる国際的な動きと日本での動き、シャプラニールの取組みを概観します。

文／副代表理事・タスクフォースメンバー 藤岡 恵美子

平和維持や人道支援活動の陰で 傷つけられる子どもたち

国連PKO要員やNGOスタッフによる、被
支援国の人々に対する性的搾取や虐待が報道さ
れ、社会に衝撃を与えるケースが後を絶ちませ
ん。その被害者の多くは18歳未満の子どもたち
です。子どもや若者が傷つけられるのは性的な
問題に限りません。体罰や暴言、ネグレクトな
どあらゆる形態の暴力や不適切行為、また意図
的でなくても不注意によって子どもを危険にさ
らしてしまうこともあります。

こうした状況を受け、子どもや弱い立場にあ
る人々が支援関係者によって傷つけられたり危
険にさらされたりすることがないよう、組織の
責任や手続きを明確にする「セーフガーディン
グ」と呼ばれる取り組みが発展してきました。
特に子どもを対象とする活動を行っている組織
では、子どものセーフガーディングは最優先で
取り組むべきことと考えられています。

セーフガーディングに取り組む NGOの動き

今では世界各国でさまざまなNGOが子ども
のセーフガーディングに力を入れており、自
団体の方針やガイドブックなどの資料を公開
しています。その中でも、英国に拠点を置く

Keeping Children Safeは子どものセーフガー
ディングに特化した国際的NGOで、この団体
による用語の定義は広く使われています。

日本でも2018年から国際協力NGOセン
ター(JANIC)の加盟団体有志が勉強会を
開始し、「子どもと若者のセーフガーディング・
ワーキンググループ」が発足しました。このグ
ループのメンバーが共同作成した「子どもと若
者のセーフガーディング最低基準のためのガイ
ド」は、目指すべき基準や参考情報がコンパ
クトにまとめられており、私たちがシャプラニ
ールの方針・行動規範を作成する際にも大いに助
けられました。



子どもと若者のセーフガーディング・
ワーキンググループがまとめたガイド
ブック

ドナーの責任としての セーフガーディング

近年さまざまな国際機関や日本を含むODA
のドナー国政府も、開発協力におけるセーフガー
ディングを重視するようになってきています。
国連児童基金(UNICEF)は、性的搾取・



Bangladeshの家事使用人の少女たち。シャプラニールの支援も子どもや若者と接する機会が増えている。

虐待の防止のみならず、子どもの安心・安全をより広く保障するための子どものセーフガーディングを打ち出しており、ビジネスにおけるセーフガーディングの推進にも注力しています。パートナーNGOの審査も強化され、子どものセーフガーディングやおともを含めた性的搾取・虐待の防止指針の有無が、契約時の審査の対象となります。

シャプラニールでの取り組み

こうした国際的な動きをみて、シャプラニールでも何らかの指針策定が必要であると議論をしてみました。2018年の評議員会で子どもの権利に関する活動を行う団体として、早急に取り組む必要があると指摘されました。これを受け、まず、子どものセーフガーディングに先行して取り組んでいた国際NGOの職員を講師として研修を実施し、その後一部の理事と職員で情報収集を開始しました。2020年度に入り、理事3名、職員2名からなるタスクフォースにより、具体的な策定作業を開始しました。タスクフォースが作成した方針案に対し、事務局、理事会、海外事務所からフィードバックを受け、それらを反映しながら方針を完成させていきました。評議員で国際子ども権利センター代表の甲斐田万智子氏にも専門家として確認をお願いしました。

方針で意識したこと

タスクフォースの議論で最初に確認したことは、「私たちが第一に守らなければならないのは、子どもたちである」ということでした。「組織としての体裁を整えることに注意が向きがちだが、それでは結果的に子どものセーフガーディングが形骸化してしまう」という委員からの指

摘があり、この方針づくりの基礎となりました。

また、事務局や理事会では、写真撮影など広報と子どものプライバシー保護のせめぎ合いといった点や、職員採用時の個人情報問題などについて議論がありました。こうした点についても議論を重ね、全体が納得できる形に出来たのではないかと思います。

今後必要なこと

セーフガーディング方針はできましたが、これはまだ最初の一步に過ぎません。これからこの方針を会の組織と関係者に根付かせ、活動の隅々まで浸透させていく必要があります。とくに重要なのは、活動の中で接する子ども・若者たちやその家族、周囲の人々にこの方針について理解してもらうことです。そのためには、現地語に翻訳したり、説明会を行うなど、それぞれの国の人々、子どもたちにわかりやすく伝えるための工夫が必要です。もしこの方針に抵触するような事態が起きた時はその人たちが誰に連絡すればよいかわかっていて通報できるようにしなければなりません。現地の人たちとどのように話し合い、メッセージを伝えていけばいいのか。海外事務所やパートナー団体のスタッフと共に現場の目線で考え、日々の活動の中に織り込んで実践していくことが必要でしょう。

開発協力・人道支援の現場における性的搾取・暴力・ハラスメントの防止の取り組み

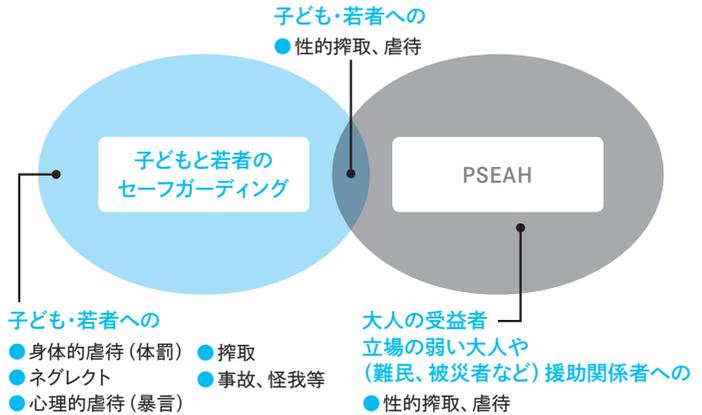


今、世界の開発協力・人道支援の現場では、「性的搾取・暴力・ハラスメントの防止」通称PSEAH」に関するさまざまな取り組みが推進されています。なぜ今、PSEAHに取り組まなければならないのか。その背景や世界的な取り組みについて、2020年9月30日に行われたオンライン・シンポジウム「性的搾取・暴力のない世界を目指して」それぞれの予防と対策への取り組み」で発表された内容を援用しながらお伝えします。

文／菅野 冴花（海外活動グループ）

PSEAHとは「Preventing Sexual Exploitation, Abuse and Harassment = 性的搾取・暴力・ハラスメントの防止」を略したものです。開発協力・人道支援の現場における支援関係者による性的搾取・虐待およびハラスメント行為の防止を目的とした考えで、あらゆる年齢層、受益者、および職員やボランティアが守るべき対象とされています。子どもと若者のセーフガーディングと重複する部分がありますが、PSEAHは性的な問題に焦点を当てていることと、対象年齢を限定していない点で異なります（図1）。例えば、支援の現場では、支援者と裨益者という力関係を利用して性的な関係を求めるような事件が実際に起こっています。

子どもと若者のセーフガーディングとPSEAH



JANIC子どもと若者のセーフガーディング・ワーキンググループ 主催
「子どもと若者のセーフガーディング」ウェビナー2020 セーフザチルドレン発表資料より引用

とくに最近の事例としては、2018年2月に2010年に発生したハイチ地震の被災地支援において、イギリスに本部を置くNGOの職員が支援活動中に性的搾取や買春に関与したことが報道され、世界中の援助関係者に衝撃が走りました。このことがきっかけとなり、改めて、各国政府、支援機関がPSEAHへの取り組みを推進するようになりました。例えば、国連は2018年3月に新しい規定を作成し、パートナー団体との契約においてPSEAHに対応し

ていることを義務付けました。2019年7月には、OECD開発援助委員会(DAC)により、「開発協力と人道支援における性的搾取・暴力・ハラスメント(SEAH)の撲滅に関するDAC勧告」が採択されました。このDAC勧告では、開発協力・人道支援関係者による、相手国の人々を含む、組織内外の人々に対するSEAHを撲滅することが目指されています。これにより、日本を含む30のDAC加盟国においては、それぞれの国の取り組みを進めることが期待されています。日本のNGOもこうした潮流を受けて、PSEAHへの取り組みを早急に進めるべく、JANICにおいてPSEAHのワーキング・グループが設置され、日本版の指針やガイドラインを作成しようと活動が進められています。

2020年9月30日には、このJANICのPSEAHワーキング・グループにより、PSEAHをテーマとした国際シンポジウムがオンラインで実施されました。

このシンポジウムでとくに印象的だったことが2つあります。ひとつは、SEAHの被害にあっても加害者の報復を恐れて声をあげられない被害者が多くいるという現状です。登壇者のひとりによると、大きな国際援助機関の中でもSEAHのケースが報告されているものの、実態としては報告されているよりもっと多くの件数が起こっているそうです。そのため、そ

の発見と通報フローの確立が必要であること、また、被害者を中心とするアプローチや支援が必要だとも説明していました。もうひとつは、日本国内の支援現場におけるSEAHの事例です。私は性的虐待や搾取というのは海外の開発協力・人道支援の特殊な環境において気を付けなければならぬもので、日本には存在しないと無意識にとらえていました。しかしシンポジウムでは、東日本震災など災害時の避難所等で実際に性的被害が報告されており、日本でも性的虐待や搾取が存在するという前提で準備をしなければならぬと強調されていました。支援組織の世界的な動向として、PSEAH指針や行動規範の策定、職員の雇用契約書への反映、PSEAHに関する研修の実施、内部調査制度の確立等の取り組みが進んでいること、さらに、ボランティア向けにPSEAH誓約書をつくるなど外部関係者に対しても働きかけが行われていることが紹介されました。

シャプラーニールでは、子どもと若者を対象としたセーフガーディング方針を優先して策定しましたが、続いてPSEAHに関するガイドラインの作成にも着手しています。海外から日本にかかわらず、私たちの活動においても性的虐待や搾取が起きてしまう可能性があるのだと認識し、その防止に最大限努力しなければなりません。